

2025理事協 第44号  
2025年3月14日

関係各位

公益社団法人リース事業協会

### 固定資産税特例措置の確認手数料改定について

謹啓 日頃は当協会の業務活動に格別のご支援・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、郵便料金等の諸費用の値上げに伴い、下記により、固定資産税特例措置の確認手数料を改定いたしますのでお知らせいたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※特例措置は令和7年度税制改正で2年間の延長が決定していますが、特例率の変更等が行われ、固定資産税軽減計算書の様式も変更となります。措置内容が確定次第、お知らせいたします。

#### 記

1. 改定日 2025年4月1日(火)以降の確認分より
2. 改定対象 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置
3. 改定額 ※リース料軽減計算書1件当たりの確認手数料 \*消費税等額を除く。

種別	改定後	改定前
正会員	600円 (消費税等額含む660円)	500円 (消費税等額含む550円)
賛助会員	1,300円 (消費税等額含む1,430円)	1,200円 (消費税等額含む1,320円)
会員会社以外の者	7,000円 (消費税等額含む7,700円)	5,000円 (消費税等額含む5,500円)

以上